

1 凡 例

- (1) この労働市場年報は職業安定行政定例業務報告をとりまとめたものであり、他の諸統計との関連及び時系列による比較検討のため、歴年、事業年度の両方の取扱数を計上している。
- (2) 公共職業安定所別の取扱数は事業年度計である。ただし、職業紹介状況のうち新規求職申込件数、月間有効求職者数、紹介件数、就職件数、新規求人数、月間有効求人数、充足数、求人倍率、並びに、雇用保険取扱状況のうち事業所数、被保険者数、資格取得者数、資格喪失者数、(うち事業主都合離職)、離職票交付枚数、受給資格決定件数、初回受給者数、受給者実人員、支給金額については、巻末に年度分を月別に掲載した。
- また、月間有効求職者数、月間有効求人数、前月より繰越された有効求職者数、就労実人員、保受給者実人員等は各年、年度、安定所別とも1か月平均である。(*印を付している。)
- (3) 出張所の計上数は各安定所の内数である。
- (4) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
- (5) 本労働市場年報において使用している略符号、比率等は以下のとおりである。

中高・・・中高年齢者(45歳以上の者)

高・・・高年齢者(55歳以上の者)

保・・・雇用保険受給者(基本手当の支給を終了するまでの者)

*・・・1か月平均値

△・・・負数又は減少

$$\left. \begin{aligned} \text{新規求人倍率} &= \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}} \\ \text{有効求人倍率} &= \frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職者数}} \end{aligned} \right\} \text{求職者数に対する求人数の割合(倍)}$$

季節調整値 = 原数値から、季節的な変動の要素を除いた数値

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100$$

求職者数に対する紹介件数の割合(%)

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100$$

求職者数に対する就職件数の割合(%)

$$\text{充足率} = \frac{\text{充足数}}{\text{新規求人数}} \times 100$$

求人数に対する充足数の割合(%)

$$\text{資格取得率} = \frac{\text{被保険者資格取得数}}{\text{雇用保険被保険者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{資格喪失率} = \frac{\text{被保険者資格喪失数}}{\text{雇用保険被保険者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{受給率} = \frac{\text{保受給者実人員}}{\text{雇用保険被保険者数} + \text{保受給者実人員}} \times 100 (\%)$$

2 用語の定義

(1) 一般職業紹介関係

イ 雇用形態

一般（全数）

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

常用

雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。）をいう。

臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間を定めて就労するものをいう。

パートタイム

1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し、相当程度短いものをいう。

常用的パートタイム

パートタイムのうち雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間によって就労するものをいう。

ロ 求職・就職数

前月から繰越された有効求職者数

計上月の前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者数をいう。

新規求職申込件数

期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。

月間有効求職者数

「前月から繰越された有効求職者数」と計上月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

紹介件数

計上月中に求職者と求人との結合をはかるため、自安定所で紹介した件数（他安定所からの連絡求人への紹介も含む。）をいう。

就職件数

計上月中に自安定所の有効求職者が自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。

他県への就職件数

就職先事業所の所在地が、京都府外にある場合の就職件数をいう。

管外への就職件数

就職先事業所の所在地が、自安定所の管轄区域外（京都府外でないもの）にある場合の就職件数をいう。

係受給者

受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の受給を終了するまでの者（個、広、金、副を含む。）をいう。

係受給者の就職件数

受給資格決定後、基本手当受給資格者が基本手当の受給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した件数をいう。

ハ 求人・充足数

前月から繰越された有効求人数

計上月の前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数をいう。

月間有効求人数

「前月から繰越された有効求人数」と計上月の「新規求人数」の合計数をいう。

充足数

自安定所の有効求人が、安定所（求人連絡先の安定所を含む。）の紹介により求職者と結合した件数をいう。

(2) 新規学卒関係

学校教育法に規定する中学校・高等学校（ただし、専攻科、別科を除く。）の新規卒業（予定）者の卒業後の就職に係る取扱数をいう。

(3) 日雇関係

日雇

労働の窓口で取り扱われる日々雇用の仕事及び1か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

新規求人延数

日雇に係る新規求人の延数（採用予定人員×採用予定日数）をいう。

就労実人員

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の実人員をいう。

就労延数

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の延人員をいう。

不就労延数

働く意思及び能力を有する状態にありながら就労できなかった日雇求職者の延人員をいう。

(4) 雇用保険関係

離職票交付枚数

安定所が離職による被保険者資格喪失の確認を行い、離職者に交付した離職票の枚数をいう。

受給資格決定件数

受け付けた離職票を審査し、安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

初回受給者数

失業等給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

個別延長給付

一定の基準により、就職が困難であると認められた者に対する基本手当の延長給付をいう。

訓練延長給付

公共職業訓練等（訓練期間が政令で定める期間を超えるものを除く。）を受ける者に対する基本手当の延長給付をいう。

受給者実人員

基本手当を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

支給終了者数

同一求職者給付の受給期間内に所定給付日数分の基本手当を受け終わった者の数をいう。

なお、傷病手当を受給中に支給終了となった者も含む。

給付制限件数

雇用保険法第29条、第32条、第33条又は第52条第1項の規定に基づき、受給者が職業紹介又は公共職業訓練等を拒否したこと、重責解雇されたこと、又は自己の都合により退職したこと等により一定の期間求職者給付の支給を停止した件数をいう。

労働の意思、能力がないため受給資格の決定を行わなかった件数

受給資格決定に際し労働の意思、能力がないために受給資格の決定を行わなかった件数をいう。

日雇労働被保険者の求職者給付の普通給付と特例給付

普通給付とは、継続する2か月間に26日以上印紙保険料を納付した者に、その翌月に限り印紙保険料の納付日数に応じて13日から17日の範囲内で失業の都度日雇労働求職者給付金を支給する制度をいう。

特例給付とは、普通給付とは別個に、継続する6か月間に各11日以上かつ、通算して78日分の印紙保険料を納付した者に、その翌月以降4か月間において60日分を限度として日雇労働求職者給付金を支給する制度をいう。